

守口市子ども・子育て会議認可部会の設置について

1 守口市子ども・子育て会議認可部会の概要

(1) 設置について

守口市子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年守口市条例第 31 号）第 7 条の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議に認可部会を設置する。

(2) 所掌事務

- ① 家庭的保育事業等の認可に関すること。
- ② 保育所の設置の認可に関すること。
- ③ 児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に限る。）の設置者に対する業務の停止命令に関すること。
- ④ 認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関すること。

(3) 委員構成（案）

氏名（敬称略）	役職名	備考
黒川 清	大阪国際大学 人間科学部 人間健康科学科 教授	委員
小崎 恭弘	大阪教育大学 教育学部 教員養成課程 家政教育講座 准教授	委員
木下 隆志	芦屋学園短期大学 幼児教育学科 准教授	委員
萩原 朋子	守口市民生委員児童委員協議会 副会長	委員
上野 育子	公立保育所長 代表	委員

(4) 専門委員

案件に応じて、必要があれば専門委員を委嘱することとする。